

議員提出議案第 1 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 7 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	中 村 博 行
賛成者	山陽小野田市議会議員	宮 本 政 志
賛成者	山陽小野田市議会議員	森 山 喜 久
賛成者	山陽小野田市議会議員	伊 場 勇
賛成者	山陽小野田市議会議員	大 井 淳一朗
賛成者	山陽小野田市議会議員	笹 木 慶 之

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会委員会条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 2 0 9 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「大学推進室の所管に属する事項」を削る。

第 8 条第 1 項を次のように改める。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、
議長の指名による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任

されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による総務文教常任委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による総務文教常任委員会において継続審査中の事件については、改正後の条例の規定による総務文教常任委員会に付議されたものとみなす。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p>企画部の所管に属する事項</p> <p>協創部の所管に属する事項</p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第8条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員</u>(以下「委</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p>企画部の所管に属する事項</p> <p>協創部の所管に属する事項</p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p><u>大学推進室の所管に属する事項</u></p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第8条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員</u>(以下「委</p>

員」という。)の選任は、議長の指名による。

員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮らないで指名することができる。

(改正の理由)

議員提出議案第1号は、山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、令和5年第4回(12月)市議会定例会において、「山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について」を可決し、令和6年4月1日から大学推進室の所管事務が企画部企画課に移管されることに伴い、所要の改正を行うもの及び円滑な委員会運営に資するため、委員の選任は、議長が会議に諮ることなく指名するよう改めるものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。